



改正台湾・シンガポール所得税協定の締結 両国間の投資における税負担がより有利に

改正台湾・シンガポール所得税協定が正式に締結されました。2027年1月1日より適用されます。今回の改正により台湾とシンガポール間の拠点設置、投資又は各種国際取引を行う企業に、多くの実質的かつ具体的な税務上のメリットがもたらされます。その要点は以下の通りです。

配当、利息、ロイヤリティの源泉徴収税率を一律10%に
改正協定の発効後、受動的所得の源泉徴収税率が一律10%とされ、両国間の国際取引と資金還流における税負担効率がより合理的になりました。

台湾の非居住者に対する配当の国内法の源泉徴収税率は21%です。改正前の台湾・シンガポール租税協定では、配当に対する源泉徴収税率の優遇はありませんでした。ロイヤリティについて、他の全面的租税協定で10%の源泉税上限税率を規定している一方、改正前の台湾・シンガポール租税協定では15%の上限税率と規定されていました。

今回の協定改正により、配当、利息及びロイヤリティの源泉徴収税率が10%とされ、台湾・シンガポール租税協定は他の全面的租税協定とほぼ整合する内容となりました。

受動的所得に対する源泉税上限税率の調整により、両国間取引の全体税負担が効果的に軽減され、両国の経済・貿易及び投資往来の一層の深化が期待されます。

管理サービス料に免税適用の可能性

改正前は免税適用対象外とされていた管理サービス料について、制限が削除され、関連収入に「事業利得」の免税規定を適用することが可能となりました。恒久的施設を構成しない又は恒久的施設を通じてサービスを提供しない限り、源泉国の課税が免除されます。従って、多国籍グループは台湾関連管理サービスについてより柔軟性のある対応が可能となります。

規定を満たす集団的投資ビークル(CIV)も協定による優遇適用が可能

共同信託ファンド、証券投資信託ファンド等の条件を満たす集団的投資ビークルを、居住者及び受益所有者と見なすことができます。従って、配当金及び利息に10%の源泉徴収税上限税率が適用され、投資ファンドによく見られる税務争議が軽減されます。

台湾とシンガポールの二国間資本市場における税負担効率の向上により、投資とファンドの構造設計における柔軟性がより高まると期待されます。

優遇適用の可否に、「所得発生時点」に留意が必要

改正協定は原則として、2027年1月1日以降に発生した所得にのみ適用されます。これには、配当決議日、費用又は収入の発生時点等を含み、企業は取引及び配当を計画する際に特に留意する必要があります。2026年に発生した所得は、改正協定の租税優遇を適用できない可能性があります。

今回の協定改正には多くの重要な内容が含まれることを考慮し、企業は改正後の協定の適用可否を確認するため、関連所得の発生時点に留意する必要があります。改正後の台湾・シンガポール所得税協定第28条により、源泉徴収税額は本協定の発効年度の翌年度1月1日以降に発生し支払う金額が対象とされます。その他の税金は、その課税年度が当該協定の発効年度の翌年度1月1日以降に開始する場合のものが対象とされます。

例えば、台湾企業がシンガポールの株主に分配する配当金の源泉徴収税について、改正後の租税協定に定められた優遇源泉徴収税率を適用するためには、原則として企業が2027年1月1日以降に分配を決議した配当に限定されます。事業利得、ロイヤリティ及び利息等の源泉徴収対象所得は、その源泉徴収税額についても、2027年1月1日以降に発生し支払う費用に対してのみ協定による租税優遇を適用することが可能です。また、財産取引による所得のような源泉徴収対象外の所得は、2027年1月1日以降に発生した所得に限り、当該協定に関連する租税優遇を適用することが可能です。

KPMGの見解

以上の変更をまとめると、今回の改正では、より全面的な租税優遇の仕組みが構築されたほか、一部所得の課税分配権もより明確にされました。企業は現行の国際取引の構造を早めに確認することをご検討ください。以下に例を説明します。

- **台湾とシンガポール間の契約と取引:** 優遇税率の適用可能性を評価するため、事業利得、利息及びロイヤリティ等の二国間の各種所得、並びに所得の発生時点を確認するようご検討ください。

- **グループ管理サービスモデル:** 管理サービス料の配置方法を再評価し、免税規定を活用して協定効果を強化し、グループ内の運営コストを引下げることが可能です。
- **人員派遣とサービス型恒久的施設のリスク:** 定義がより明確になったことによる既存の協定の下で適用する租税優遇への影響を回避するため、改正協定の下での派遣期間の条件と判定基準を確認するようご検討ください。
- **投資方針:** 潜在的な税務効率の向上の機会を得るため、今回の協定改正を契機に、投資構造を見直すようご検討ください。
 - 台湾とシンガポール間の配当の場合、協定に基づく優遇源泉徴収税率の適用可否を評価するため、配当時点を確認する。
 - 資産又は持分譲渡により生じる可能性のある源泉国における財産取引所得の課税リスク、及び集团的投資ビークルに対する租税優遇の適用可否等について評価する。

また同時に、企業は税務専門家と相談し、改正後の台湾・シンガポール所得税協定に伴う各種の租税優遇を適時かつ正確に把握したうえで、それに基づく調整を行うようご検討ください。今回の大幅な協定改正には重要かつ深遠な歴史的意義があり、今後、多国籍企業の運営モデルと税務計画に大きな影響を及ぼすと見込まれます。改正協定を最大限に活用し、台湾・シンガポール間の国際取引における租税効率全体を向上させるため、企業は既存の国際取引構造を速やかに再評価するとともに、専門家の意見を適切に取入れるようご検討ください。

作者

パートナー 謝昌君

シニアマネージャー 林上軒

アシスタントマネージャー 許可樟



KPMG Taiwan Network

台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區
信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)
F +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市 300091 東區
科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955
F +886 3 563 2277

台南事務所

台南市 700002 中西區
民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988
F +886 6 6229 3326

台中事務所

台中市 407059 西屯區
文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168
F +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市 801647 前金區
中正四路 211 號 12 樓之6

T +886 7 213 0888
F +886 7 271 3721

Contact us

Partner

林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02587
E slin1@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:06195
E kojitomono@kpmg.com.tw

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:00584
E etsai@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02909
E byronchen@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:16592
E jasonko1@kpmg.com.tw

林 佳伶

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:12089
E lindalin@kpmg.com.tw

記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給与計算等

田中 杏奈

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:14617
E annatanaka@kpmg.com.tw

登記部門

会社設立、VISA申請

吳 菁

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:02369
E karenwu@kpmg.com.tw

日本人顧問

宇賀神 卓也

T +886 2 8101 6666 內線:22374
E takuyaugajin@kpmg.com.tw

岡島 望

T +886 2 8101 6666 內線:23107
E nozomiokashima@kpmg.com.tw

kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2026 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者: 陳彥富統括 / KPMG台湾

